

平成 30 年 月 日

第 12 回八千代ゆりのき台つつじ祭り出店者 各位

第 12 回八千代ゆりのき台つつじ祭り実行委員会  
実行委員長 溝口 兼治

## 食品を扱う出店者の健康福祉センター（保健所）への手続きについて

食品を扱う出店者の健康福祉センター（保健所）への手続きは以下の通りと致します。

### 記

#### 1. 露天商の許可申請について

##### (1) 露天商の許可(千葉県全域、その他)を取得していない場合

八千代ゆりのき台つつじ祭り実行委員会が、一括して健康福祉センター(保健所)へ申請致しますので、以下の資料を出店申請書に添付し提出してください。

- ①店舗の配置図
- ②従事者全員の検便の検査成績書（検査票）

##### (2) 露天商の許可（千葉県全域、その他）を取得している場合

露天商の許可書の写しを出店申請書に添付し提出してください。

#### 2. 食品を扱う際の注意事項

出店に際し扱うことが出来ない食品(例: テントで調理する弁当、サンドウィッチ、ケバブ、キュウリの 1 本漬けなど)が有りますので、ご不明な点は健康福祉センター（保健所）へ確認をお願い致します。

・習志野健康福祉センター（保健所）総務企画課

電話番号：047-475-5151

Fax 番号：047-475-5122

HP: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kf-narashino/index.html>

以 上